

処分規程

(目的)

第1条 この規程は、会員及び会員外の処分に関し必要な規程を定め、もって本流通機構の健全な運営と信頼性の確保に寄与することを目的とする。

(処分事由)

第2条 本流通機構は、会員及び会員外が次の各号の一に該当する場合は、これに対して処分を行なうものとする。

- (1) 宅地建物取引業法違反又はその他の重大な法令違反をした場合。
- (2) 諸規程が定める遵守事項に違反した場合。
- (3) 本流通機構の提供する情報により、いわゆる抜き行為を行った場合。
- (4) 不正な広告表示を行った場合。
- (5) 消費者に重大な損害を与えた場合。
- (6) その他業務の運営上、本流通機構に対し、名譽を傷つけ、若しくは被害を与えた場合又は会員及び会員外としてふさわしくない行為があった場合。

(処分の種類)

第3条 処分は次の各号とする。

- (1) 注意（口頭及び書面による注意）
- (2) 戒告（口頭及び誓約書の提出）
- (3) 利用停止（1年以内）
- (4) 除名

(処分の決定)

第4条 前条1号及び2号の処分は、総務財務委員会がこれを決定し、理事会に報告するものとする。

- 2 前条3号及び4号の処分は、総務財務委員会が聴聞会を開き、弁明の機会を与えて協議をし、理事会に報告する。
- 3 前項の報告を受けて、理事会が処分を決定する。

(処分の公表)

第5条 本流通機構は、第3条3号及び4号の処分を行ったときは、その処分の公表を行うものとする。（一般社団法人　沖縄県不動産流通機構ホームページ並びに公益社団法人　沖縄県宅地建物取引業協会ホームページ及び広報誌にて公表を行う。）

附 則

1. この処分規程は、平成 24 年 5 月 14 日から摘要する。
2. 平成 24 年 12 月 11 日一部変更同日施行。